

国土交通省の政策評価  
(平成30年度予算概算要求等関係)

平成29年8月

国土交通省

## 平成 30 年度予算概算要求等に係る評価について

○平成 30 年度予算概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメント、個別研究開発課題評価、租税特別措置等に係る政策評価及び個別公共事業評価の 4 つを実施。

### 1. 政策アセスメント

新規施策について、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。  
平成 30 年度予算概算要求に係る 10 の新規施策について評価を実施。

### 2. 個別研究開発課題評価

平成 30 年度の予算概算要求等に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 件

### 3. 租税特別措置等に係る政策評価

平成 30 年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 件

事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

### 4. 個別公共事業評価

平成 30 年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について評価を実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 件

再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 件

## 1 政策アセスメント

### 1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）に基づき、平成 30 年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る表 1 の 10 の施策について評価を実施した。これらの評価結果については、施策の概要や目的とともに評価書としてまとめ、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html)

## 政策アセスメント 施策一覧(平成30年度予算概算要求関係)

1	住宅団地ストック活用事業の創設
2	気象レーダー観測の強化
3	AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発の推進 (総合流域防災対策事業調査費の創設)
4	LNGバンカリング拠点の形成促進
5	宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業
6	最先端観光コンテンツインキュベーター事業
7	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
8	地域観光資源の多言語解説整備支援事業
9	AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入
10	ICTを活用した地籍調査の効率化

## 2 個別研究開発課題評価

### 1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

また評価にあたってはその公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月28日策定)に基づき、平成30年度予算概算要求等にあたって、表2のとおり23件の事前評価を実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html)

## 対象研究開発課題一覧

## ○事前評価

1	リスクコミュニケーションを考慮した液状化危険度評価技術の開発
2	成熟社会に対応した郊外住宅市街地の再生技術の開発
3	AIを活用した建設生産システムの高度化に関する研究
4	高精度測位技術を活用した自動離着棧システムに関する技術開発
5	断熱瑕疵を抑制した断熱・遮熱・通気・輻射熱を活用した省エネルギー建物の技術開発
6	健全な睡眠を確保するための自然光と人工光を組み合わせた光環境設計・制御の技術開発
7	ドローンを活用した建築物の自動点検調査システムの開発
8	RC造方立壁の地震時損傷を低減するPCM塗壁補強と改良型方立壁の技術開発
9	住宅用基礎梁の接合部補強構造に関する技術開発
10	木材・木質部材を活用した高性能接合部の技術開発
11	開口幅の広いホームドアの乗車位置案内装置の技術開発
12	ボーリング等による地盤調査を最適化する手法の開発
13	ビデオカメラ等を用いた高架橋等のインフラ検査システムの開発
14	線路周辺リスクの早期検知システムの開発
15	j-Oceanの更なる進展に向けた技術開発等
16	下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究
17	氾濫ブロックに着目した水害リスク低減方策に関する研究
18	大規模地震に起因する土砂災害のプレアナリシス手法の開発
19	建築物の外装・防水層の長寿命化改修に資する既存RC部材の評価技術の開発
20	ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化手法の確立
21	緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関する研究
22	大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究
23	AIを活用した地物自動抽出に関する研究

### 3 租税特別措置等に係る政策評価

#### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

#### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成29年度国土交通省事後評価実施計画（平成29年3月23日最終変更）に基づき、平成30年度税制改正要望にあたって、表3のとおり5件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_tk\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html)

## 租税特別措置等に係る政策評価書一覧(国土交通省主管分)

## ○事前評価

1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
4	国の無利子貸付けを受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る課税の特例措置の創設
5	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長

## ○事後評価

1	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
---	--

## 4 個別公共事業評価

### 1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための3～5年おきの再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領等に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

### 2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成29年度国土交通省事後評価実施計画（平成29年3月23日最終変更）に基づき、平成30年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、別添のとおり新規事業採択時評価18件、再評価10件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書 ([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_04.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html))

事業評価カルテ (<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク ([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

## ■平成30年度予算に向けた新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	備考
北海道	雨竜川ダム再生事業	195	1.2	
岐阜県 愛知県	矢作ダム再生事業	390	2.8	
高知県	早明浦ダム再生事業	400	3.8	
佐賀県	城原川ダム建設事業	485	1.3	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
東京都	小石川 地方合同庁舎	30	122	100	121	
沖縄県	那覇第2 地方合同庁舎(Ⅲ期)	51	106	100	133	
大阪府	第五管区 海上保安本部 (泉佐野)第二庁舎	4.8	100	100	100	
広島県	海上保安大学校 国際交流センター	9.0	100	100	121	

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行う  
 ことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)  
 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評 価
-	ヘリコプター1機搭載型巡視船 (PLH型) 1隻建造 海上保安庁	225	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型巡視船(PL型) 1隻建造 海上保安庁	68	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型巡視艇(30m型) 2隻建造 海上保安庁	31	整備しようとする大型巡視艇(30m型)は、追跡捕捉能力、夜間監視・探証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制強化を図ることができる。
-	小型巡視艇(CL型) 1隻建造 海上保安庁	4.8	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型測量船(HL型) 1隻建造 海上保安庁	120	整備しようとする大型測量船は、調査に必要な性能の向上が図られていること及び高性能な調査機器を搭載していることから、海洋権益の保全等に資する基盤的情報の整備のための海洋調査に対応できる体制の強化を図ることができる。

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
北海道	千歳航空基地の施設整備(燃料給油施設の整備) 海上保安庁	1.8	100	100	121	
沖縄県	那覇航空基地の施設整備(庁舎の整備) 海上保安庁	8.8	100	100	110	
北海道	小樽海上保安部の施設整備 (係留施設の整備) 海上保安庁	1.1	100	100	110	
福島県	相馬海上保安署の新設に伴う 施設整備(係留施設の整備) 海上保安庁	1.2	100	100	110	
京都府	海上保安学校の施設整備(艇庫兼総合実習棟の整備) 海上保安庁	24	100	100	146	

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標  
 事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
 (採択要件: 事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

## ■平成30年度予算に向けた再評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	幾春別川総合開発事業	922	1.3	継続	※1
秋田県	成瀬ダム建設事業	1,530	1.3	継続	
秋田県	鳥海ダム建設事業	863	1.6	継続	※1
長野県	大町ダム等再編事業	-	-	評価手続中	北陸地方整備局において、9月に学識経験者等の第三者から構成される委員会(台風5号の影響により8月8日開催を延期)を開催予定。
長野県	三峰川総合開発事業	523	1.2	継続	
高知県	中筋川総合開発事業	400	1.3	継続	※1
大分県	大分川ダム建設事業	995	1.3	継続	※1
熊本県	川辺川ダム建設事業	-	-	継続	熊本県知事の「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」との表明を受け、現在、平成27年3月に設置した「球磨川治水対策協議会」において、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる治水安全度を確保するため、新設ダムを除く治水対策の手法についての検討をおこなっている状況であり、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていないため「-」としている。

※1 前回評価時において実施した費用分析要因に変化が見られないことから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。

【空港整備事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
沖縄県	那覇空港滑走路増設事業	1,993	4.1	継続	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	対応方針	備考
鹿児島県	鹿児島港湾合同庁舎	25	123	100	121	継続	

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)  
 事業計画の効果 —「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標  
 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)